

(案)

これからのコミュニティ施策の基本的考え方多摩区区域レベル取組検討会設置要綱

(目的)

第1条 これからのコミュニティ施策の基本的考え方における多摩区区域レベルの取組の検討、特にソーシャルデザインセンターの開設、運営等に関し必要な意見を求めることを目的として、これからのコミュニティ施策の基本的考え方多摩区区域レベル取組検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(活動)

第2条 区長は、これからのコミュニティ施策の基本的考え方における多摩区区域レベルの取組に関し、次に掲げる事項について、検討会の委員の意見を求める。

- (1) 地域の課題、資源、人材等に関する情報
- (2) ソーシャルデザインセンターの開設、運営及び具体的な取組内容
- (3) その他必要な事項

(委員)

第3条 検討会の委員は、地域の課題、資源、人材等の地域活動に密接な関連を有する分野に関して実際に活動を行っている者又は知見を有する者とする。

- 2 検討会の委員の就任、退任は、前項に定める者からの申し出による。

(庶務)

第4条 検討会の庶務は、多摩区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

(その他)

第5条 検討会の参加が難しい委員には、個別に意見を求めることができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成31年 月 日から施行する。